

年発第0817001号
平成17年8月17日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）の一部施行に伴い、「厚生年金基金の設立認可について」等の一部を下記のように改正し、平成17年10月1日から施行することとしたので、貴管下厚生年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

記

第1 「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正

「厚生年金基金の設立認可について(昭和41年9月27日年発第363号)」の別紙「厚生年金基金設立認可基準」の一部を次のように改正する。

第3の7の(1)のオ中「第144条の3第1項」を「第144条の5第1項」に、同7の(1)のオの(ア)中「第144条の3第2項」を「第144条の5第2項」に改め、同7の(1)のオの(イ)を次に改める。

「
(イ) 基金の加入員又は加入員であった者が負担した掛金（徴収金を含む。）を原資とする部分（以下「本人負担分」という。）の移換に当該加入員又は加入員であった者が同意しない場合にあっては、当該本人負担分は移換しないこと。
」

第5の1を次に改める。

- 「
1 老齢年金給付の支給に関する権利義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）又は他の基金に移転する中途脱退者の範囲は、加入員期間20年未満の範囲内で、規約で定めなければならないこと。この場合において、加入員期間10年未満の者（法附則第32条第1項等の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。）は、他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場

合を除き、連合会に一律に移転するものとする。また、加入員期間10年以上20年未満の者又は一定年齢以上の高齢者については、老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会に移転することについて本人が同意しない場合及び他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会へ移転する中途脱退者としてすることができること。

」

第5の5中「脱退一時金の請求をする場合」の次に「及び他の基金、確定給付企業年金法第4条第3号に規定する資産管理運用機関又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会（第7の1において「企業年金制度等」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出る場合」を加える。

第7の1中「連合会」の次に「又は他の基金」を加え、同2中「第162条の3第4項」を「第161条第4項」に、「第162条の4第1項」を「第162条第1項」に改める。

第2 「厚生年金基金の事業運営について」の一部改正

「厚生年金基金の事業運営について（昭和41年11月30日年発第549号）」の別紙「厚生年金基金の事業運営基準」の一部を次のように改正する。

第6の1の（1）中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同1の（3）を削る。

第3 「厚生年金基金の解散等及び清算について」の一部改正

「厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）」の一部を次のように改正する。

第1の3中「第162条の3第1項」を「第161条第1項」に、「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に、「分割又は」を「分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに」に、「第10項」を「第11項まで」に改める。

第2の1の（3）中「第162条の3第1項」を「第161条第1項」に、「分割又は」を「分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに」に、「第10項」を「第11項まで」に改める。

同2の（2）中「第162条の3第1項」を「第161条第1項」に、「分割又は」を「分割があった場合又は平成12年4月1日から平成17年9月30日までに」に改める。

別記 勘定科目説明の貸借対照表中

	未払制度間受換金	未払制度間受換金	解散日までに行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他の制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産のうち未収のもの
--	----------	----------	--

を

	未払制度間受換金	未払制度間受換金	解散日までに行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の承継又は他の制度からの給付の支給に関する権利義務の承継に係る資産のうち未収のもの
	未収脱退一時金相当額受入金	未収脱退一時金相当額受入金	解散日までに行われた脱退一時金相当額受入れに係る資産のうち未収のもの

に、

「解散日までに行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産のうち未払のもの」を「解散日までに行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転又は他の制度への給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産のうち未払のもの」に、同損益計算書中「当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産」を「当該期間中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転又は他の制度への給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産」に、

制度間受 換金	制度間受 換金	制度間受 換金	当該期間中に行われた 基金間の給付の支給に關 する権利義務の承継又は他の 制度からの給付の支給に關 する権利義務の承継に係る 資産
------------	------------	------------	--

を

制度間受 換金	制度間受 換金	制度間受 換金	当該期間中に行われた基 金間の給付の支給に關する 権利義務の承継又は他の制 度からの給付の支給に關す る権利義務の承継に係る資 産
脱退一時 金相当額 受入金	脱退一時 金相当額 受入金	脱退一時 金相当額 受入金	当該期間中に行われた脱 退一時金相当額受入れに係 る資産

に改める。

(様式第3号)の(その1)を次に改める。

「
(その1)

厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額の総括表
第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額

円

平成11年厚生省告示第192号第1項第1号に規定する額	①	円
平成11年厚生省告示第192号第1項第2号に規定する額	②	
平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4に規定する額	③	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号から第5号の4に規定する額	④	
平成11年厚生省告示第192号第1項第5号の5に規定する額	⑤	
平成11年厚生省告示第192号第1項第7号から第7号の4に規定する額	⑥	
平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4に規定する額	⑦	
平成11年厚生省告示第192号第1項第9号から第9号の4に規定する額	⑧	
平成11年厚生省告示第192号第1項第11号に規定する額	⑨	
平成11年厚生省告示第192号第1項第12号に規定する額	⑩	
平成11年厚生省告示第192号第1項第13号に規定する額	⑪	
平成11年厚生省告示第192号第1項第14号に規定する額	⑫	
平成11年厚生省告示第192号第1項第15号に規定する額	⑬	
厚生年金保険法第161条第1項に規定する責任準備金に相当する額	⑭	

(注) ⑭=①+②+③+④+⑤-⑥-⑦-⑧+⑨-⑩+⑪-⑫+⑬

「第5項から第10項」を「第7項から第11項まで」に改める。

同（その3）中表を次に改める。

平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の5、第7号から第9号の4及び第11号から第15号に規定する額の明細書

	免除保険料 収入 (第3号～ 第3号の4)	再加入者に 係る代行給 付の現価相 当額 (第5号～ 第5号の4)	連合会から の権利義務 承継(第5号 の5)	代行給付相 当額 (第7号～ 第8号の4)	中途脱退者 に係る代行 給付の現価 相当額 (第9号～ 第9号の4)	基金からの 権利義務承 継(事業所 単位) (第11号)	基金への権 利義務移転 (事業所単 位) (第12号)	基金からの 権利義務承 継(個人単 位) (第13号)	基金への権 利義務移転 (個人単 位) (第14号)	給付現価交 付金 (第15号)
平成11年10月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成 年 月										
平成11年厚生省 告示第192号第 1項の各号に規定 する額										
代行給付相当額を平成11年厚生省告示第192号第1項第8号から第8号の4において算出した月 平成 年 月から平成 年 月										

同（その4）中「平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の4、第7号から第9号の4に規定する額の明細書」を「平成11年厚生省告示第192号第1項第3号から第3号の4、第5号から第5号の5、第7号から第9号の4、第11号から第14号までに規定する額の明細書」に改め、同（その4）の4中「(注3)」を「(注4)」に、「(注2)」を「(注3)」に、「(注1)」を「(注2)」に改め、(注2)の前に(注1)として次を加える。

「(注1) 平成17年9月30日までの再加入者について作成すること。」

同（その4）の4の次に5として次を加える。

5 権利義務の移転及び承継

(1) 連合会からの権利義務の承継

ア 中途脱退者由来

加入員番号	基礎別	性	生年月日	氏名	昭和61	昭和61	昭和61	昭和61	平成15	平成15	平成17	平成17	特例	給付率	平成16	平成16	現行	代行	
					昭和61年4月1日以前加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以前加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後加入した被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後加入した被保険者であった期間	平成15年4月1日以後加入した被保険者であった期間	平成15年4月1日以後加入した被保険者であった期間	平成17年4月1日以後加入した被保険者であった期間	平成17年4月1日以後加入した被保険者であった期間							
					月	円	月	円	月	円	月	円	月	円					

(注1) 代行給付の現価相当額には、平成16年厚生労働省告示第358号の規定の例により計算した額を記入。

(注2) 法附則第32条第1項等の認可を受けた基金においては、当該認可を受けた日の属する月の前月までに係る数値を記入すること。

(2) 基金からの権利義務の承継 (事業所単位)

年金給付等積立金 (代行部分) の明細書

権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において移転基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により当該基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における移転基金の最低責任準備金のうち当該基金に係る額	④	

(注) ④ = ① × ③ / ②

権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日以前の加入者であった期間	昭和61年4月1日以前加入した者の各月の標準報酬の合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入した者の各月の標準報酬の合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入した者の各月の標準報酬の合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入した者の各月の標準報酬の合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入した者の各月の標準報酬と賞与額の合計額	平成17年4月1日以後加入した者の各月の標準報酬と賞与額の合計額	平成17年4月1日以後加入した者の各月の標準報酬と賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第2の率	過去期間代行給付現価相当額	備考	
					月	円	月	円	月	円	月	円	月						

(頁)

(3) 基金への権利義務の移転 (事業所単位)
 年金給付等積立金 (代行部分) の明細書

権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金	①	円
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	②	
権利義務承継日の前日において当該基金が給付の支給に関する義務を負っていた者のうち権利義務承継により承継基金が給付の支給に関する義務を承継した者に係る権利義務承継日の前日における過去期間代行給付現価相当額	③	
権利義務承継日の前日における当該基金の最低責任準備金のうち承継基金に係る額	④	

(注) ④ = ① × ③ / ②

権利義務移転日の前日における過去期間代行給付現価相当額の明細書

加入員番号	基礎年金番号	性別	生年月日	氏名	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以前の加入員たる被保険者であった期間各標準報酬の合計額	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間	昭和61年4月1日以後平成15年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間各標準報酬の合計額	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間	平成15年4月1日以後平成17年4月1日以前加入員たる被保険者であった期間各標準報酬と賞与額の合計額	平成17年4月1日以後平成19年4月1日加入員たる被保険者であった期間	平成17年4月1日以後平成19年4月1日加入員たる被保険者であった期間各標準報酬と賞与額の合計額	特例期間	給付乗率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第1の率	平成16年厚生労働省告示第359号の別表第2の率	過去期間代行給付現価相当額	備考	
					月	円	月	円	月	円	月	円	月						

(頁)

(4) 基金からの権利義務の承継 (個人単位)

移元基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	

(5) 基金への権利義務の移転 (個人単位)

承継先基金		交付日	基礎年金番号	性別	生年月日		氏名	年金給付等積立金(代行部分)	備考
基金番号	基金名				元号	年月日			
								円	